

電気関係工事等予定価格積算標準【新旧対照表 R8.9】

改 正	現 行
昭和62年12月11日 計 調 第 8 0 号 依 命 通 達 電気関係工事等予定価格積算標準 昭和62年12月 制定 令和8年9月 改正 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	昭和62年12月11日 計 調 第 8 0 号 依 命 通 達 電気関係工事等予定価格積算標準 昭和62年12月 制定 令和8年3月 改正 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

電気関係工事等予定価格積算標準【新旧対照表 R8.9】

目 次

第1編 総 則

- 1. 1 目 的 1
- 1. 2 予定価格と工事費等 1
- 1. 3 積算の方法 1

第2編 工事

- 2. 1 適 用 3
- 2. 2 工事費の構成 3
- 2. 3 工事費の算定 4
- 2. 4 直接工事費の積算
 - 2. 4. 1 数量積算基準 4
 - 2. 4. 2 労務費 5
 - 2. 4. 3 材料費 1.4
 - 2. 4. 4 運搬費 1.6
 - 2. 4. 5 機械損料その他 1.6
 - 2. 4. 6 特許権等使用料 1.7
 - 2. 4. 7 産業廃棄物等処理費 1.7
 - 2. 4. 8 貸与品の取扱経費 1.7
- 2. 5 共通費
 - 2. 5. 1 間接工事費 1.7
 - 2. 5. 2 現場管理費 2.2
 - 2. 5. 3 一般管理費等 2.4
 - 2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算 2.5
- 2. 6 派 遣 費
 - 2. 6. 1 派遣費の区分 2.8
 - 2. 6. 2 派遣費を積算する範囲 2.8
 - 2. 6. 3 派遣費の算出 2.8

第3編 物品製造

- 3. 1 適 用 3.0
- 3. 2 製作費の構成 3.0
- 3. 3 製作費の算式 3.0
- 3. 4 製作費の積算
 - 3. 4. 1 直接製作費 3.0
 - 3. 4. 2 間接製作費 3.1
 - 3. 4. 3 一般管理費等 3.1
 - 3. 4. 4 運送費 3.1

目 次

第1編 総 則

- 1. 1 目 的 1
- 1. 2 予定価格と工事費等 1
- 1. 3 積算の方法 1

第2編 工事

- 2. 1 適 用 2
- 2. 2 工事費の構成 2
- 2. 3 工事費の算定 3
- 2. 4 直接工事費の積算
 - 2. 4. 1 数量積算基準 3
 - 2. 4. 2 労務費 4
 - 2. 4. 3 材料費 1.3
 - 2. 4. 4 運搬費 1.5
 - 2. 4. 5 機械損料その他 1.5
 - 2. 4. 6 特許権等使用料 1.6
 - 2. 4. 7 産業廃棄物等処理費 1.6
 - 2. 4. 8 貸与品の取扱経費 1.6
- 2. 5 共通費
 - 2. 5. 1 間接工事費 1.6
 - 2. 5. 2 現場管理費 2.1
 - 2. 5. 3 一般管理費等 2.2
 - 2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算 2.3
- 2. 6 派 遣 費
 - 2. 6. 1 派遣費の区分 2.6
 - 2. 6. 2 派遣費を積算する範囲 2.6
 - 2. 6. 3 派遣費の算出 2.6

第3編 物品製造

- 3. 1 適 用 2.8
- 3. 2 製作費の構成 2.8
- 3. 3 製作費の算式 2.8
- 3. 4 製作費の積算
 - 3. 4. 1 直接製作費 2.8
 - 3. 4. 2 間接製作費 2.9
 - 3. 4. 3 一般管理費等 2.9
 - 3. 4. 4 運送費 2.9

電気関係工事等予定価格積算標準【新旧対照表 R8.9】

第4編 設計等

4. 1 適 用	3 3
4. 2 業務費の構成	3 3
4. 2. 1 設計・発注者支援業務の業務費の構成	3 3
4. 2. 2 調査・基本設計・財産整理の業務費の構成	3 3
4. 3 設計	
4. 3. 1 業務費の算出	3 4
4. 3. 2 電子成果品作成費	3 4
4. 3. 3 旅費交通費	3 4
4. 4 調査・基本設計	
4. 4. 1 業務費の算式	3 4
4. 4. 2 積算に用いる計算の方法	3 4
4. 4. 3 調査・基本設計の積算	3 5
4. 5 財産整理	
4. 5. 1 業務費の算式	3 6
4. 5. 2 積算に用いる計算の方法	3 6
4. 5. 3 財産整理の積算	3 6
4. 6 発注者支援業務の積算	3 7

第4編 設計等

4. 1 適 用	3 0
4. 2 業務費の構成	3 0
4. 2. 1 設計・発注者支援業務の業務費の構成	3 0
4. 2. 2 調査・基本設計・財産整理の業務費の構成	3 0
4. 3 設計	
4. 3. 1 業務費の算出	3 2
4. 3. 2 電子成果品作成費	3 2
4. 3. 3 旅費交通費	3 2
4. 4 調査・基本設計	
4. 4. 1 業務費の算式	3 2
4. 4. 2 積算に用いる計算の方法	3 2
4. 4. 3 調査・基本設計の積算	3 3
4. 5 財産整理	
4. 5. 1 業務費の算式	3 4
4. 5. 2 積算に用いる計算の方法	3 4
4. 5. 3 財産整理の積算	3 4
4. 6 発注者支援業務の積算	3 5

電気関係工事等予定価格積算標準【新旧対照表 R8.9】

頁	改 正	現 行
1	第1編 総 則 1. 1 目 的 この標準は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の鉄道施設等の建設に係る電気関係工事（以下「工事」という。）、電気関係の物品等の調達（以下「物品製造」という。）及び工事に関する設計（これに付帯する測量を含む）、調査・基本設計、財産整理（以下「設計等」という。）を請負に付する場合の予定価格の算定の基準となる価格（以下「工事費等」という。）の積算について、積算業務の能率化と予定価格の適正化をはかるために、標準的な処理方法を定めることを目的とする。 1. 2 予定価格と工事費等 (1)予定価格とは、競争入札における落札額又は随意契約における見積価格の決定にあたり、その基準とするためにあらかじめ定める推定の価格をいう。 (2)工事価格とは、工事の施工に必要となる全ての経費の合計をいう。 工事価格は、10,000 円単位とする。工事価格の 10,000 円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上する。 (3)製品価格とは、物品の製造に必要となる全ての経費の合計をいう。 製品価格は、10,000 円単位とする。製品価格の 10,000 円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の製品価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上する。	第1編 総 則 1. 1 目 的 この標準は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の鉄道施設等の建設に係る電気関係工事（以下「工事」という。）、電気関係の物品等の調達（以下「物品製造」という。）及び工事に関する設計（これに付帯する測量を含む）、調査・基本設計、財産整理（以下「設計等」という。）を請負に付する場合の予定価格の算定の基準となる価格（以下「工事費等」という。）の積算について、積算業務の能率化と予定価格の適正化をはかるために、標準的な処理方法を定めることを目的とする。 1. 2 予定価格と工事費等 (1)予定価格とは、競争入札における落札額又は随意契約における見積価格の決定にあたり、その基準とするためにあらかじめ定める推定の価格をいう。 (2)工事価格とは、工事の施工に必要となる全ての経費の合計をいう。 ----- ----- ----- (3)製品価格とは、物品の製造に必要となる全ての経費の合計をいう。 ----- ----- -----

電気関係工事等予定価格積算標準【新旧対照表 R8.9】

頁	改 正	現 行
	(4)業務価格とは、設計等の作業に必要となる全ての経費の合計をいう。 業務価格は、10,000 円単位とする。業務価格の 10,000 円単位での調整は、一般管理費等（調査・基本設計・財産整理においては間接費）で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の業務価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上する。 (5)工事費等とは、工事価格に消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加えた工事費、製品価格に消費税等相当額を加えた製作費、業務価格に消費税等相当額を加えた業務費をいう。 (6)予定価格は、工事費等を基準として定める。 (7)工事費は、通常の場合、入札又は見積り時において、標準的な業者が標準的方法で施工するのに要すると推測される費用を、契約内容、設計図書等に基づいて算定するものであるから、その内容は実際の施工とは必ずしも一致するものではない。製作費及び業務費についても同様である。 （略）	(4)業務価格とは、設計等の作業に必要となる全ての経費の合計をいう。 ----- ----- ----- ----- (5)工事費等とは、工事価格に消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加えた工事費、製品価格に消費税等相当額を加えた製作費、業務価格に消費税等相当額を加えた業務費をいう。 (6)予定価格は、工事費等を基準として定める。 (7)工事費は、通常の場合、入札又は見積り時において、標準的な業者が標準的方法で施工するのに要すると推測される費用を、契約内容、設計図書等に基づいて算定するものであるから、その内容は実際の施工とは必ずしも一致するものではない。製作費及び業務費についても同様である。 （略）

頁	改 正	現 行														
	第2編 工事	第2編 工事														
	(略)	(略)														
17	2. 5 共通費 共通費は、間接工事費、現場管理費及び一般管理費等とし、次による。	2. 5 共通費 共通費は、間接工事費、現場管理費及び一般管理費等とし、次による。														
	(略)	(略)														
22	2. 5. 2 現場管理費 現場管理費は次表の内容について、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定することを基準とするが、これによれない場合は費用を積上げにより算定する。	2. 5. 2 現場管理費 現場管理費は次表の内容について、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定することを基準とするが、これによれない場合は費用を積上げにより算定する。														
	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>-----</td><td>-----</td></tr><tr><td></td><td>-----</td></tr><tr><td></td><td>-----</td></tr><tr><td></td><td>-----</td></tr></table>	項 目	内 容	-----	-----		-----		-----		-----	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>技術管理費</u></td><td><u>外注設計料及び社内設計料等の支払いに要する費用並びに品質管理、出来形管理及び工程管理のための試験、測定、測量、写真撮影、資料作成等に要する費用、ただし純工事費に計上するものを除く</u></td></tr></table>	項 目	内 容	<u>技術管理費</u>	<u>外注設計料及び社内設計料等の支払いに要する費用並びに品質管理、出来形管理及び工程管理のための試験、測定、測量、写真撮影、資料作成等に要する費用、ただし純工事費に計上するものを除く</u>
項 目	内 容															
-----	-----															

項 目	内 容															
<u>技術管理費</u>	<u>外注設計料及び社内設計料等の支払いに要する費用並びに品質管理、出来形管理及び工程管理のための試験、測定、測量、写真撮影、資料作成等に要する費用、ただし純工事費に計上するものを除く</u>															

電気関係工事等予定価格積算標準【新旧対照表 R8.9】

頁	改 正		現 行	
	労務管理費	<u>現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）</u> の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	労務管理費	<u>現場労働者及び現場雇用労働者</u> <

電気関係工事等予定価格積算標準【新旧対照表 R8.9】

頁	改 正		現 行	
	施工図等作成費	施工図・ <u>完成</u> 図等の作成に要する費用	施工図等作成費	施工図・ <u>しゅん功</u> 図等の作成に要する費用
	退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金	退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
	法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場 <u>雇用</u> 労働者及び現場____労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 _____	法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場____労働者及び現場 <u>雇用</u> 労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ <u>建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金</u>
	<u>建設業退職金共済契約に係る掛金</u>	<u>建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金</u>	_____ _____ _____	_____
	福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
	事務用品費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用	事務用品費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
	通信交通費	通信費、旅費及び交通費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費

24

改正

補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

2. 5. 3 一般管理費

一般管理費等は、次表の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

表 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）

現行

補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

2. 5. 3 一般管理費

一般管理費等は、次表の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

表 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）

電気関係工事等予定価格積算標準【新旧対照表 R8.9】

頁	改 正		現 行	
	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
	福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
	<u>修繕維持費</u>	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	<u>維持修繕費</u>	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
	事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費	事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
	通信交通費	通信費、旅費及び交通費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費
	動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用	動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
	調査研究費	技術研究、開発等の費用	調査研究費	技術研究、開発等の費用
	広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用	広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
	交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用	交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
	寄付金	社会福祉団体等に対する寄付	寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
	減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額	減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

頁	改 正		現 行	
25		----- -----		試験研究費 償却 新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
	開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び----- __その他の公課	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び <u>道路占有料</u> その他の公課
	保険料	火災保険その他の損害保険料	保険料	火災保険その他の損害保険料
	契約保証費	契約の保証に必要な費用	契約保証費	契約の保証に必要な費用
	雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用	雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用
	(略)		(略)	
	2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算		2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算	
	現場管理費及び一般管理費等の積算は、次による。		現場管理費及び一般管理費等の積算は、次による。	
	現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率		現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率	
	現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。		現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。	
	一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率		一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率	
	ただし、工事原価 = 純工事費 + 現場管理費		ただし、工事原価 = 純工事費 + 現場管理費	
	(略)		(略)	

電気関係工事等予定価格積算標準【新旧対照表 R8.9】

頁	改 正	現 行																
	（２）一般管理費等 ア 一般管理費等率は、次表により算出する。 <table><tr><th>工事原価</th><th>一般管理費等率（％）</th></tr><tr><td>3 百万円以下</td><td><u>20.11</u></td></tr><tr><td><u>3 百万円を超え 30 億円以下</u></td><td><u>$32.597 - 3.591 \log_{10} (C_p)$</u></td></tr><tr><td><u>30 億円を超える</u></td><td><u>9.34</u></td></tr></table> ただし、C p：一般管理費等の対象となる工事原価（千円）（千円未満は切り捨てとする。） （注１）一般管理費等率の値は、小数点以下第３位を四捨五入して2位止めとする。 （以下省略）	工事原価	一般管理費等率（％）	3 百万円以下	<u>20.11</u>	<u>3 百万円を超え 30 億円以下</u>	<u>$32.597 - 3.591 \log_{10} (C_p)$</u>	<u>30 億円を超える</u>	<u>9.34</u>	（２）一般管理費等 ア 一般管理費等率は、次表により算出する。 <table><tr><th>工事原価</th><th>一般管理費等率（％）</th></tr><tr><td>3 百万円以下</td><td><u>17.49</u></td></tr><tr><td>3 百万を超え 20 億円以下</td><td><u>$29.102 - 3.340 \text{Log} (C_p)$</u></td></tr><tr><td><u>20 億円を超える</u></td><td><u>8.06</u></td></tr></table> ただし、C p：一般管理費等の対象となる工事原価（千円）（千円未満は切り捨てとする。） （注１）一般管理費等率の値は、小数点以下第３位を四捨五入して2位止めとする。 （以下省略）	工事原価	一般管理費等率（％）	3 百万円以下	<u>17.49</u>	3 百万を超え 20 億円以下	<u>$29.102 - 3.340 \text{Log} (C_p)$</u>	<u>20 億円を超える</u>	<u>8.06</u>
工事原価	一般管理費等率（％）																	
3 百万円以下	<u>20.11</u>																	
<u>3 百万円を超え 30 億円以下</u>	<u>$32.597 - 3.591 \log_{10} (C_p)$</u>																	
<u>30 億円を超える</u>	<u>9.34</u>																	
工事原価	一般管理費等率（％）																	
3 百万円以下	<u>17.49</u>																	
3 百万を超え 20 億円以下	<u>$29.102 - 3.340 \text{Log} (C_p)$</u>																	
<u>20 億円を超える</u>	<u>8.06</u>																	